別紙10

0100656			5.1.23.			各種照会文書の通知文に根拠法令を印字できること。 なお、帳票要件で規定している帳票名称と根拠法令の対応を以下に例示する。 ＜根拠法令の対応（一例）＞ 当初課税資料確認用文書：地方税法第298条 課税に係わる住所等について（照会・回答）：地方税法第298条 住民登録外扶養照会通知（照会）：地方税法第20条の11、地方税法第298条 扶養調査に関する照会文書：地方税法第298条 扶養親族等の状況について（照会）【事業所】：地方税法第298条 扶養親族等の所得状況等について（照会･回答）：地方税法第298条 所得照会書（事業所・家屋敷課税者）：地方税法第298条 重複扶養申告確認照会文書（同世帯）：地方税法第298条、地方税法施行令第46条の３ 重複扶養申告確認照会文書（別世帯）：地方税法第298条、地方税法施行令第46条の４	標準オプション機能	

別紙11

0100791			1.4.37.	1		ＫＳＫ訂正、ＫＳＫ削除、ｅ－Ｔａｘ連絡不可データ及びｅ－Ｔａｘ連絡不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効（非合算）を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効（非合算）を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 ＜自動判定条件＞ ・データの取込日が最新のデータを有効とする。 ※ＫＳＫデータの取込日は、個別に指定もできること。 ・eLTAX5期更改後のデータについては、受付番号と連絡データ作成年月日の組み合わせで最新のデータを有効とする。	標準オプション機能	

別紙12

0100792			1.4.37.	3		ＫＳＫ訂正、ＫＳＫ削除、ｅ－Ｔａｘ連絡不可データ及びｅ－Ｔａｘ連絡不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効（非合算）を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効（非合算）を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 ＜自動判定条件＞ ・ＫＳＫ新規とＫＳＫ訂正ではＫＳＫ訂正を有効とする。 ・eLTAX5期更改後のデータについては、受付番号と連絡データ作成年月日の組み合わせで最新のデータを有効とする。	標準オプション機能	
0100793			1.4.37.	4		ＫＳＫ訂正、ＫＳＫ削除、ｅ－Ｔａｘ連絡不可データ及びｅ－Ｔａｘ連絡不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効（非合算）を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効（非合算）を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 ＜自動判定条件＞ ・データの取込日が最新のデータが「ＫＳＫ削除」、「ｅ－Ｔａｘ連絡不可データ」又は「ｅ－Ｔａｘ削除」の場合は、そのデータを無効とする。	標準オプション機能	